

千葉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）の概要に関する意見と県の考え方

千葉県国土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年11月11日（火）～12月10日（水）
2 意見提出者数（意見の延件数） 2人（4件）
3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

通番	御意見の概要	県の考え方
1	管理者の配置の改正内容の件ですが、「ただし、管理者に資格要件は求めない」とありますが現行と同じく引き続き大規模許可広告物等に関しては資格者の管理が望ましいと思います。理由は大規模な広告物に関しての点検を、資格を有する者（例えば点検技能講習修了者）が行ったとしてもその点検結果、意見を建築や広告物の知識がない者がその広告物が安全、あるいは危険であるかどうかを判断できないのではないかと思います。つまり適切に管理されない可能性が高いと思います。大規模許可広告物の経年劣化や腐食による広告物等の落下または倒壊の事故を防ぎ、安全確保のためには資格者の点検、そしてその結果をしっかりと判断し報告できうるのは現行の資格者が適当であると思います。	条例改正後は、有資格者である点検者には、自身が行った点検結果を踏まえ、改善の必要性の有無までを点検者として判断し、その結果を所有者や管理者に報告する運用を考えています。
2	屋外広告物条例改正で「有資格者による点検」に加え、技術基準を満たす「センサーによる監視（IoTサービス）」による点検・データ報告を継続申請時の点検方法の1つの代替手段として認めてほしい。	御提案については、貴重な御意見として参考いたします。 御提案の「センサーによる監視」などの新技術については、今後の技術の進展や普及状況、国や他自治体の動向、公的評価機関等による実効性の担保が確認された後に、必要に応じ検討してまいります。
3	上記2のIoTサービスについて、特定のエリアや種類の屋外広告物を対象としたモデル事業を実施し、その効果を検証するとともに、制度運用上の課題を抽出し、より実効性の高い全域導入への道筋をつくることを提案します。	御提案については、貴重な御意見として参考いたします。
4	上記2のIoTサービスの初期導入費用やランニングコストの一部を補助する制度、または税制上の優遇措置などを検討していただきたい。	御要望については、貴重な御意見として参考いたします。